

## 45—11 P U D T

**審決書に代理人の記載が不要の事例**

以下のときには審決書にその代理人を記載しない。

- (1) 審決時において代理人が解任されているとき
- (2) 審決時において代理人が死亡していることが特許庁において顕著なとき
- (3) 代理人の死亡届が提出されているとき
- (4) 代理権を証する書面（委任状）が適式に提出されていないとき

ただし、請求人側の代理人全員について、代理権の不存在を理由に却下すべきときは、この限りではない。

- (5) 委任状が提出されていても、その代理人によって手続がされていないとき
- (6) 中途受任の場合には、委任状の提出があっても受任届が提出されていないとき

(改訂 H8. 2)